会津若松市建設工事一時中止ガイドライン(概要版)

1.運 用

□工事一時中止ガイドラインの策定

当初契約締結時に予測できない工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥った場合、困難な状況が解消されるまで、工事の一時中止を行わなければならず、工事現場の維持等に要する費用についても適切に計上する必要がある。しかし、一部の工事で一時中止の指示を行っていない工事も見受けられるため、適正な対応の必要性から工事一時中止ガイドラインを策定したものである。

□工事一時中止に当たっての手続き

発注者が、契約約款第20条第1項に該当する、受注者の責めに帰すことが出来ない事由により施工できないと認められるときは、工事一時中止ガイドラインに従い手続きを行う。(16ページのフロー図 参照)

2.工事一時中止の基本

□工事一時中止すべき場合 (契約約款第20条第1項)

- ①工事用地等が確保できない等のため、工事を施工できないと認められる場合。
- ②自然又は人為的な事象のため、工事を施工できないと認められる場合。

□工事中止の指示、通知 (契約約款第20条第1項、2項)

①発注者は、必要があると認められるとき、中止すべき工事の範囲、中止期間について判断し任意に工事を中止できる。また、中止期間についての計画を立て、工事を再開できる時期を受注者へ通知し、施工が可能と認められるときは、再開を指示しなければならない。

②受注者は、自らの責に帰すことが出来ない工事施工不可要因を発見した場合は工事の一時中止を発注者と協議できる。

□変更施工計画書の作成

①発注者は、中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示しなければならない。 ②受注者は、変更施工計画書において管理責任等について作成する。工事着手前であっても 現場の管理が必要であることから、同様に変更施工計画書を提出する。

□工期の変更 (契約約款第20条第3項)

- ①工期の変更は原則工事を中止した期間とする。
- ②天災等の場合は復興等に長期を要する場合もあることから、これらに要する期間を含めて 工期延長することも可能とする。

3.請負代金額の変更

(契約約款第20条第3項 関係)

□請負代金額の変更

一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費にに係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

□施工中に中止した場合

- ①増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制縮小に に要する費用及び工事の再開準備に要する費用である。
- ②増加費用の算定は、受注者が変更施工計画書にしたがって実施した工事現場の維持等の費用の明細書に基づき発注者、受注者が協議をおこない算定する。なお、見積を求める場合は、中止期間全体に係る見積とする。

□契約後準備着手前に中止した場合

- ①発注者は準備着手前に工事着手が不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受 注者へ通知する。
- ②増加費用については計上しない。

□準備期間中に中止した場合

- ①発注者は準備期間中に工事着手が不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注 者へ通知する。
- ②増加費用については受注者から請求があった場合のみ行う。
- ③増加費用の算定は、受注者が施工計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の必要性、数量等について発注者と受注者が協議して決定する.

4.工事を一時中止する場合の事例

	対 象 事 項	事 例
	1. 工事用地等が確保できない等のため、工事を施工できないと認められる場合。	・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合。 ・同一現場内に複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済み工事の施工できない場合。
	2. 自然又は人為的な事 象のため、工事を施工で きないと認められる場 合。	・地中障害物、埋設物等の調査及び処理を行う場合。・埋設文化財の調査又は発掘を行う場合。・天災等により地形等に物理的な変動があった場合。